

【特別養護老人ホームつつじの郷（長期）利用料金表】

第一段階【所得要件】（世帯全員が市民税非課税の方で、老齢福祉年金受給者）

【単価：円】

【資産要件】（預貯金等が1,000万円以下の方（夫婦で2,000万円以下の方））

要介護度	介護保険 1割負担	日常生活 経路支援加算	看護体制加算 Ⅰ（イ）	看護体制加算 Ⅱ（イ）	看護マネジメント 強化加算	夜間職員 配置加算Ⅱ	介護職員 処遇改善加算Ⅰ	食費	居住費	おやつ	1日当たり	一か月当たり （31日）
要介護1	682	46	12	23	11	46	115	300	880	100	2,215	68,665
要介護2	753						125				2,296	71,176
要介護3	828						136				2,382	73,842
要介護4	901						146				2,465	76,415
要介護5	971						156				2,545	78,895

第二段階【所得要件】（世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方）

【単価：円】

【資産要件】（預貯金等が650万円以下の方（夫婦で1,650万円以下の方））

要介護度	介護保険 1割負担	日常生活 経路支援加算	看護体制加算 Ⅰ（イ）	看護体制加算 Ⅱ（イ）	看護マネジメント 強化加算	夜間職員 配置加算Ⅱ	介護職員 処遇改善加算Ⅰ	食費	居住費	おやつ	1日当たり	一か月当たり （31日）
要介護1	682	46	12	23	11	46	115	390	880	100	2,305	71,455
要介護2	753						125				2,386	73,966
要介護3	828						136				2,472	76,632
要介護4	901						146				2,555	79,205
要介護5	971						156				2,635	81,685

第三段階【所得要件】（世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方）【単価：円】

(1) 【資産要件】（預貯金等が550万円以下の方（夫婦で1,550万円以下の方））

要介護度	介護保険 1割負担	日常生活 経路支援加算	看護体制加算 Ⅰ（イ）	看護体制加算 Ⅱ（イ）	看護マネジメント 強化加算	夜間職員 配置加算Ⅱ	介護職員 処遇改善加算Ⅰ	食費	居住費	おやつ	1日当たり	一か月当たり （31日）
要介護1	682	46	12	23	11	46	115	650	1370	100	3,055	94,705
要介護2	753						125				3,136	97,216
要介護3	828						136				3,222	99,882
要介護4	901						146				3,305	102,455
要介護5	971						156				3,385	104,935

第三段階【所得要件】（世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が120万円を超える方）【単価：円】

(2) 【資産要件】（預貯金等が500万円以下の方（夫婦で1,500万円以下の方））

要介護度	介護保険 1割負担	日常生活 経路支援加算	看護体制加算 Ⅰ（イ）	看護体制加算 Ⅱ（イ）	看護マネジメント 強化加算	夜間職員 配置加算Ⅱ	介護職員 処遇改善加算Ⅰ	食費	居住費	おやつ	1日当たり	一か月当たり （31日）
要介護1	682	46	12	23	11	46	115	1,360	1370	100	3,765	116,715
要介護2	753						125				3,846	119,226
要介護3	828						136				3,932	121,892
要介護4	901						146				4,015	124,465
要介護5	971						156				4,095	126,945

第四段階【所得要件】（市町村民税課税の方・配偶者が市民税課税の方（世帯分離配偶者含む）・預貯金が1,000万（夫婦で2,000万）円以上ある方）1割負担【単価：円】

要介護度	介護保険 1割負担	日常生活 経路支援加算	看護体制加算 Ⅰ（イ）	看護体制加算 Ⅱ（イ）	看護マネジメント 強化加算	夜間職員 配置加算Ⅱ	介護職員 処遇改善加算Ⅰ	食費	居住費	おやつ	1日当たり	一か月当たり （31日）
要介護1	682	46	12	23	11	46	115	1,445	2,066	100	4,546	140,926
要介護2	753						125				4,627	143,437
要介護3	828						136				4,713	146,103
要介護4	901						146				4,796	148,676
要介護5	971						156				4,876	151,156

第四段階【所得要件】（市町村民税課税の方・配偶者が市民税課税の方（世帯分離配偶者含む）・預貯金が1,000万（夫婦で2,000万）円以上ある方）2割負担【単価：円】

要介護度	介護保険 2割負担	日常生活 経路支援加算	看護体制加算 Ⅰ（イ）	看護体制加算 Ⅱ（イ）	看護マネジメント 強化加算	夜間職員 配置加算Ⅱ	介護職員 処遇改善加算Ⅰ	食費	居住費	おやつ	1日当たり	一か月当たり （31日）
要介護1	1364	92	24	46	22	92	230	1,445	2,066	100	5,481	169,911
要介護2	1506						250				5,643	174,933
要介護3	1656						271				5,814	180,234
要介護4	1802						291				5,980	185,380
要介護5	1942						311				6,140	190,340

第四段階【所得要件】（市町村民税課税の方・配偶者が市民税課税の方（世帯分離配偶者含む）・預貯金が1,000万（夫婦で2,000万）円以上ある方）3割負担【単価：円】

要介護度	介護保険 3割負担	日常生活 経路支援加算	看護体制加算 Ⅰ（イ）	看護体制加算 Ⅱ（イ）	看護マネジメント 強化加算	夜間職員 配置加算Ⅱ	介護職員 処遇改善加算Ⅰ	食費	居住費	おやつ	1日当たり	一か月当たり （31日）
要介護1	2046	138	36	69	33	138	345	1,445	2,066	100	6,416	198,896
要介護2	2259						375				6,659	206,429
要介護3	2484						406				6,915	214,365
要介護4	2703						437				7,165	222,115
要介護5	2913						466				7,404	229,524

※利用者負担段階の第1段階から第3段階の適用を受けるには、介護保険負担額認定証が交付されていることが必要です。

※下記の加算及び費用追加によって料金の変動がございます。御了承下さい。（対象者のみ）

- ・療養食加算 回（食数）：6単位（1割負担の方の場合）
- ・入院・外泊時費用（6日以内の入院・外泊時に算定 1日につき246単位（1割負担の方の場合））
- ・小口現金の事務管理費として1月1,000円をご負担いただきます。
- ・医療費、日常生活費等は別途自費負担となります。

地域密着型介護老人福祉施設 (別表1)
 【特別養護老人ホームつつじの郷 利用料金】 R6年8月改正

1. 介護保険給付対象サービス料金表

(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費

【単価：円/日】

項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ご利用者の要介護度とサービス 利用料金(1割負担)①	682	753	828	901	971
ご利用者の要介護度とサービス 利用料金(2割負担)②	1,364	1,506	1,656	1,802	1,942
ご利用者の要介護度とサービス 利用料金(3割負担)③	2,046	2,259	2,484	2,703	2,913

(2) 加算算定の変更

【単価：円/日】

項目	(1割負担)④	(2割負担)⑤	(3割負担)⑥	内 容
日常生活継続支援加算	46	92	138	利用期間中(外泊・入院以外) 1日につき
看護体制加算Ⅰ(イ)	12	24	36	利用期間中(外泊・入院以外) 1日につき
看護体制加算Ⅱ(イ)	23	46	69	利用期間中(外泊・入院以外) 1日につき
夜勤職員配置加算	46	92	138	利用期間中(外泊・入院以外) 1日につき
療養食加算	6	12	18	療養食を提供した場合 1回につき
栄養マネジメント強化加算	11	22	33	利用期間中 1日につき
初期加算	30	60	90	1. 入所されてから30日間 1日につき 2. 30日以上入院され退院後30日 1日につき
入院・外泊時費用	246	492	738	6日以内の入院・外泊時にお支払いいただく費用
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	—	—	—	ひと月に算定した単位数の14.0%

2. 介護保険の給付対象外サービス料金表

【単価：円/日】

利用者 負担段階	対象者	食費(⑦)	居住費(⑧)	おやつ代(⑨)
第1段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない ・老齢福祉年金受給者	300	880	100
第2段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない 方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が 年間80万円以下の方	390	880	100
第3段階 (1)	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない 方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が 年間80万円超120万円以下の方	650	1370	100
第3段階 (2)	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない 方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が 年間120万円を超える方	1,360	1370	100
第4段階	・上記以外の方	1,445	2,066	100

※利用者負担限度の1段階から3段階の適用を受けるには、市区町村から介護保険負担限度額認定証が交付されていることが必要です。

3. 自己負担となる利用料金の計算式

- ・1割負担の料金計算 (① + ④ + ⑦ + ⑧ + ⑨) × 利用日数
- ・2割負担の料金計算 (② + ⑤ + ⑦ + ⑧ + ⑨) × 利用日数
- ・3割負担の料金計算 (③ + ⑥ + ⑦ + ⑧ + ⑨) × 利用日数

4. その他

- ・介護保険給付額に変更があった場合は変更額にあわせて、利用者負担額をいただきます。